

意見書案第 14 号

集団的自衛権の行使に反対する意見書

上記事項に関し、別紙のとおり意見書を提出することについて議会の議決を
求める。

平成26年9月25日提出

提出者 中間市議会議員 田口澄雄

賛成者 " 青木孝子

 " 宮下寛

集団的自衛権の行使に反対する意見書

政府は、7月1日の閣議決定で、歴代政権が憲法上できないとしてきた集団的自衛権の行使を、「憲法9条の下で許容される自衛の措置」に解釈を変えました。

このことについては、国民の信を問うわけでもなく、国会での議論もなく、与党の内部での意見調整で決定するという強引なやりかたで進められました。

元来、近代における憲法は時の権力者に対して、国民が発する命令であり、時の権力者は、それに従う義務があります。

そのため、主権者である国民の意思を無視し、時の政権が勝手に憲法判断を変えることは、法治国家として許されるものではありません。

また、このことに対する国民の反応は、8月2・3日の共同通信によって行われた世論調査からも明瞭です。賛成31.3%に対し、反対60.2%、また説明責任については、84.1%の方々が、十分説明していないと答えています。

いかに今回の政府の決定と国民の意識とのズレが大きいかが分かります。

また、現憲法が過去の悲惨な戦争の過ちとそれに伴う多大な犠牲の上に、その反省の立場を踏まえて制定されたことを考えますと、今回のこの暴挙が、戦後の歴史をも踏みにじるものであることは明白です。

戦後69年間、自衛隊は、一人の外国人も一人の自衛隊員の犠牲も出すことなくここまできました。今回の解釈改憲が、従来のがが国の自衛に対する姿勢と真反対の方向を向いているだけに、新たな犠牲者が出ることは、諸外国の軍隊を見るまでもなく必至です。

今後、政府はこの閣議決定にもとづく各種の法整備を計画しているようですが、こうした国民の意識や憲法の真意に反するような、これらの行使を行わないよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年9月25日

中間市議会

衆議院議長	伊吹	文明	様
参議院議長	山崎	正昭	様
内閣総理大臣	安倍	晋三	様
内閣官房長官	菅	義偉	様
法務大臣	松島	みどり	様